



平成 28 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 スバル興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 憲 治
(コード番号 9 6 3 2 東証第 1 部)
問 合 せ 先 代表取締役専務取締役
管 理 本 部 長 松 丸 光 成
(TEL 03-3213-2861)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 15 日開催の取締役会において、平成 28 年 4 月 27 日開催予定の第 102 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる役員¹の範囲が変更されました。これに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる、非業務執行取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 31 条第 2 項および第 40 条第 2 項に所要の変更を行うものであります。

なお、第 31 条第 2 項の変更案提出につきましては、予め各監査役の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役の選任およびその選任に係る決議の効力が有する期間に関する規定等を、第 32 条および第 33 条に新設し、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>[取締役の責任免除] 第 31 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該<u>社外</u>取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> | <p>[取締役の責任免除] 第 31 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>[監査役の定員および選任]</p> <p>第 32 条 (条文省略) (新 設)</p> <p><u>2</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> | <p>[監査役の定員および選任]</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> <u>当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>監査役及び補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>4</u> <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>[監査役の任期]</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新 設)</p> | <p>[監査役の任期]</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3</u> <u>前条第2項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>[監査役の責任免除]</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該<u>社外</u>監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> | <p>[監査役の責任免除]</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> |

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年 4 月 27 日 (木) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 28 年 4 月 27 日 (木) |

以 上